

くらしの安心情報

情報ファイル NO. 230

令和3年9月10日

SNSで知り合った女性からネットワークビジネスに誘われ、担当者の言うままに消費者金融のATMで借り入れ、契約金を支払ったが、解約したい…。

◆相談内容◆

【相談者 20代 男性】

SNSで知り合った女性から、3日前にネットワークビジネス(マルチ商法)に誘われました。契約金額が高額だったので、「お金がなくて支払えない」と契約を断ると、担当者から「消費者金融で借りればよい」と言われ、よくわからないまま消費者金融のATMに連れていかれ、生活費の名目で50万円を借り入れました。よく考え直してみると返済が大変だし、友人からもやめるべきだと言われたので、解約してほしいのですが…。

●対処方法●

「お金がない」等と言って契約を断っている消費者に対して、借金をさせて強引に契約を結ばせようとする手口に関する相談が、20歳代の若者等から寄せられています。

- ・相談者には、書面でクーリング・オフ^(※)通知を送付するよう助言し、消費者金融から借り入れをすることの問題点等を伝えました。
- (※)マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であれば無条件で契約解除ができます。
- ・「儲かるから借金は返せる」と言われても、不確実な話であり、借金を返せる保証はないので、借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。
- ・友人や知人の勧誘で断りにくいと思っても、望まない契約なら「お金がない」という断り方はやめ、「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
- ・使用目的や年収等のウソについて借金やクレジット契約をするよう言われても、絶対に耳を貸さないください。
- ・未成年者であれば、親など法定代理人の同意がない契約は取り消すことができます。令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳がトラブルに巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は… TEL:076-432-9233（消費生活相談） FAX:076-431-2631
076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）
高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）
FAX:0766-25-2890